

医療機関経営情報

2025年4月8日現在

京都府

介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金

申請期間

～4月30日(水)※消印有効

対象要件

介護サービス事業所等であって、基準月(原則24年12月)において、処遇改善加算(処遇改善加算I、II、III又はIVに限る)を算定しており、かつ補助金の支給要件※1を満たすもの

※1以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していかなければならない

- (1)介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
- (3)業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

補助内容

補助対象経費

職場環境改善経費

・上記(1)から(3)の取組等、職場環境改善を実施するための経費(例:介護助手の募集経費、研修費等)が含まれます(消費税及び地方消費税を除く)。ただし、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費に充当することはできません

人件費

・補助額に相当する介護職員等の人件費の改善に充てることができます

補助対象期間

2025年9月30日(火曜日)まで ※間に合わない場合は別途、府にご相談ください

補助金交付額

以下の算定式に基づき各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給
24年12月の総報酬({基本報酬+加算減算}×1単位の単価)×交付率=交付額

12月サービス提供分が他の月と比較して著しく低いなど、事業所の判断で、
25年1月、2月又は3月サービスを基準の月とすることもできます

申請方法
※申請は、
1施設1回限り

①ウェブ申請(4月11日に府HPにて電子申請フォームを案内予定)

京都府ホームページURL

<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/jinzaikakuhokankyoukaizen.html>



②郵送申請

※申請書は上記ホームページからダウンロード可能

申請用紙は協会でも
準備していますので、
必要な場合はご連絡下さい

書類送付先

〒604-8799 中京郵便局

封筒には朱書きで「京都府医療・福祉施設物価高騰及び
職員処遇改善支援センター 処遇改善支援係」と記載してください

問合せ先

【制度全般に関すること】 厚生労働省 TEL:050-3733-0222(土日含む9時~18時)

【書類提出に関すること】 京都府医療・福祉施設物価高騰及び職員処遇改善支援センター
処遇改善支援係 TEL:075-746-2428(土日祝除く9時~17時)



申請方法でお困りの際は、何なりと保険医協会までご連絡下さい
京都府保険医協会 TEL:075-212-8877 FAX:075-212-0707